

## グラップルで玉掛け中、頭部を挟み死亡！

— 死亡災害、負傷災害が続発。安易な作業は禁物！ —

### 第一例（死亡）

- ☆ 平成23年10月11日、加美郡色麻町の鶏舎解体工事現場で、作業員がグラップルに頭部を挟まれ死亡するという事故がありました。
- ☆ 鉄骨平屋建ての鶏舎を3名の作業員が解体中、解体した鉄骨の柱（H鋼で長さ約3m、重さ約50kg）をスリングで玉掛けして吊り上げようとしていました。
- ☆ 被災者がスリングのアイの部分グラップルの爪に掛けようとしていた時、グラップル運転者は被災者がすでに退避したと思ってグラップルを閉じる操作をしましたが、実はまだ退避していなかった被災者が頭部を挟まれ死亡したものです。

### 第二例（負傷）

- ☆ 10月12日、大崎市内の住宅解体工事現場で、解体した屋根瓦をモッコで運搬しようとしたとき、吊り上げに用いたグラップルとワイヤーで指を挟み負傷する事故がありました。
- ☆ 作業は2名で行われていました。震災で被災したため解体していた木造平屋建て住宅の屋根に1名の作業員が上がり、屋根瓦を解体してモッコに載せ、他の1名が地上で操作するグラップルの爪に屋根上の作業員が玉掛けして吊りおろそうとしていました。
- ☆ 機械操作者は、玉掛け者が退避したと思ってグラップル操作をしたところ、被災者の指がモッコのワイヤーとグラップルの爪に挟まれて骨折したものです。
- ★ 機械はバックホーのアタッチメントをつけるとクレーン機能が使えるものですが、レンタル時にバケットを現場へ持ち込んでいませんでした。

### 二つの事例において留意したいこと

- ★ グラップルを用いて解体作業をする場合は、建設機械同様、作業計画を作成し、作業手順を決め、機械と人との接触防止措置を講じ、機械本来の用途（挟む、掴む）以外には使わないようにしましょう。
- ★ 2例とも、機械操作者から被災者が死角になっていること、退避完了の合図未確認のまま機械操作をしたこと、クレーン代わりの使用が安易に行われたこと等がみられ、十分留意が必要です。

